

債権放棄の報告について

鹿沼市債権管理条例（平成23年鹿沼市条例第24号。以下「条例」という。）
第11条第1項第1号及び第3号の規定により、市の債権について次のとおり放棄
したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

鹿沼市長 松井正一

債権の名称	放棄した時期	放棄した 債権の件数	放棄した 債権の金額	放棄した理由
市営住宅使用料	令和8年3月31日	24件 (債務者 2人)	229,750円	消滅時効の完成 (条例第11条第 1項第3号)
水道料金	令和8年3月31日	13件 (債務者 10人)	31,290円	破産による免責 (条例第11条第 1項第1号)
		196件 (債務者 90人)	578,418円	消滅時効の完成 (条例第11条第 1項第3号)